○四国地方整備局告示第二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間
三十三号及び四百三十九号	高知県吾川郡仁淀川町崎ノ山字ホリタ一〇一番三から同町崎ノ山字ホリタ一番まで
〃	高知県吾川郡仁淀川町竹屋敷字イツホンキ七四番一から同町竹屋敷字イツホンキ七五番一まで

○四国地方整備局告示第二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間
三十二号	三豊市財田町財田上字柳谷六四二二番五八から同市財田町財田上字柳谷六四二二番四まで
〃	三豊市財田町財田上字平地六七八六番一地内

○四国地方整備局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
さぬき市志度字赤馬崎一八九六番八から同市志度字赤馬崎一八九六番六まで	前	一五・五〇～一六・八二メートル	〇・〇六四キロメートル
	後	一五・五〇～二八・九三メートル	〇・〇六四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間
十一号	さぬき市志度字赤馬崎一八九六番八から同市志度字赤馬崎一八九六番六まで

供用開始の期日　令和八年三月三十一日　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号及び四百四十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神甲八一〇番から同町東明神甲一一四四番一地先まで	前	九・四一～二一・四六メートル	〇・七〇四キロメートル
	後	九・四一～二一・四六メートル	〇・七〇四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間
三十三号及び四百四十号	愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神甲八一〇番から同町東明神甲一一四四番一地先まで

供用開始の期日　令和八年三月三十一日　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十一号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

一　道路の種類	一般国道
二　路線名	三十二号及び三十三号
三　沿道区域	

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
高知市高須新町三丁目一〇三番から同市本町五丁目一四四番地先まで	七・四六メートル	四・二九二キロメートル	電柱

四　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第三十二号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

一　道路の種類	一般国道
二　路線名	十一号
三　沿道区域	

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
高松市中新町二番一〇から同市林町字坊城一五三三番一まで	五・四〇メートル	六・五三八キロメートル	電柱

四　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所